

## 財務諸表の承認に係る意見について

### 1 概要

地方独立行政法人法第 34 条に基づき、県立病院機構から県に対して、平成 27 年 6 月 26 日に、平成 26 年度財務諸表が提出された。

県が行う財務諸表の承認に先立ち、地方独立行政法人法第 34 条に基づき、評価委員会の意見を聴く。

### 2 財務諸表及び概要

別冊 2、資料 2 - 2 のとおり

### 3 監事及び会計監査人の意見

「適正である」

### 4 今後の対応

知事が財務諸表の承認を行い次第、財務諸表を県公報で公告する。

併せて県のホームページにおいて、県民に公表する。

(参 考)

○地方独立行政法人法

第 34 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第 4 項及び第 99 条第 8 号において同じ。)を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第 1 項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第 1 項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第 2 項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。